

令和2年高島市教育委員会
第4回定例会議事日程

日 時 令和2年4月27日(月)
午後1時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和2年第3回定例会会議録の承認
3. 令和2年第3回臨時会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員

委員

5. 議事

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議第40号 | 臨時代理につき承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議第41号 | 臨時代理につき承認を求めることについて |
| 日程第3 | 議第42号 | 臨時代理につき承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議第43号 | 臨時代理につき承認を求めることについて |
| 日程第5 | 議第44号 | 臨時代理につき承認を求めることについて |
| 日程第6 | 議第45号 | 臨時代理につき承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議第46号 | 高島市立学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金
徴収に関する規則案 |
| 日程第8 | 議第47号 | 高島市教科用図書選定委員会委員の委嘱等について |

当日資料

日程第9 議第48号 高島市教科用図書選定委員会調査研究員の任命について 当日資料

6. 報告事項

報告第7号 令和元年度高島市立学校学校評価について

別冊資料

報告第8号 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応について

当日資料

7. 今後の日程

- ・令和2年教育委員会第5回定例会

日時：令和2年5月27日（水）午後1時30分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和2年教育委員会第6回定例会

日時：令和2年6月 日（ ）午前・午後 時 分

場所：

令和2年第4回定例会座席表

教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子
---------------	--------------	---------------

教育委員 川原林 正英
教育指導部長 川島 浩之

高島市役所新館
2階 教育委員会室

教育長	1
教育委員	4
説明員	3
事務局	2
<hr/>	
合計	10

教育委員 田邊 栄美子
教育総務部長 田谷 伸雄
教育総務課長 加藤 勝己

教育総務課 主査 阿慈知 美佳	教育総務課 参事 上原 真哉
-----------------------	----------------------

事務局

入口

議第40号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年4月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市社会教育委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条および高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第1条の規定に基づき、次のとおり高島市社会教育委員に任命する。

記

氏名	新・再任の別 (経験年数)	地域	所属等
みねもり 峯森 よしはる 吉晴	新任	マキノ	今津北小学校長

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

議第41号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年4月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について

高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱（平成22年高島市教育委員会告示第20号）第3条第2項に基づき、次のとおり高島市子ども読書推進協議会委員に委嘱および任命する。

記

区分	委員種別	氏名	備考		
1号	高島市図書館協議会委員	井上 恵美	高島市図書館協議会委員	委嘱	再任
3号	民間団体関係者	加藤 みゆき	読み語りサークル ほっと けーき（市内で活動している おはなしサークルより選出）	委嘱	再任
4号	学校図書館関係者	水江 博峰	高島市小学校教育研究会図 書館部会部会長（本庄小学校 校長）	任命	再任
〃	〃	内藤 孝	高島市中学校教育研究会国 語部会部会長（高島中学校校 長）	任命	再任
5号	公立図書館関係者	玉木 健史	図書館長	任命	再任
6号	保育園または幼稚園関係者	石倉 啓子	高島市保育協議会保育士部 会会長（なないろこども園 主監教諭）	委嘱	新任
7号	関係行政担当者	廣部 靖子	子ども未来部 子育て支援 課主監	委嘱	再任
〃	〃	三宅 貴子	学校教育課 指導主事	任命	新任
〃	〃	饗庭 眞二	社会教育課長	任命	新任

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

議第42号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年4月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱（平成29年高島市教育委員会告示第22号）第4条の規定に基づき、次のとおり高島市地域学校協働活動推進員に委嘱する。

記

氏名	学校区	新任・再任
谷口 良一	マキノ中学校区	再任
駒井 佐和子	朽木中学校区	再任
梅村 頼子	安曇川中学校区	再任
中川 富美江	安曇川中学校区	新任
大藤 耕平	湖西中学校区	新任

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

議第43号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年4月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について

高島市スポーツ推進審議会規則（平成26年高島市教育委員会規則第4号）第2条第1項に基づき、次のとおり高島市スポーツ推進審議会委員に委嘱および任命する。

記

区分	委員種別	氏名	備考		
1号	学識経験者	中野 友博	びわこ成蹊スポーツ大学 副学長	委嘱	再任
2号	関係行政機関の職員	安福 将之	高島市健康福祉部健康推進課 課長	委嘱	再任
2号	〃	佐藤 功	高島市健康福祉部障がい福祉課 課長	委嘱	新任
3号	スポーツの推進に関する 識見を有する者	田中 孝夫	高島市スポーツ推進委員会委員	委嘱	再任
〃	〃	井花 春美	高島市スポーツ協会副会長	委嘱	再任
〃	〃	赤水 新次	高島市スポーツ少年団本部長	委嘱	再任
〃	〃	中村 久昭	滋賀県小学校体育連盟高島支部 支部長（安曇小学校校長）	任命	再任
〃	〃	内藤 孝	滋賀県中学校体育連盟高島支部 支部長（高島中学校校長）	任命	再任

議第44号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年4月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市教育支援委員会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年度高島市教育支援委員会委員の委嘱等について

高島市教育支援委員会規則（平成29年高島市教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり高島市教育支援委員会委員に委嘱または任命する。

記

番号	委員構成	氏名	備考	
1	医師	有田 泉	小児科医	委嘱
2	〃	岡田 清春	小児科医	委嘱
3	学識経験者	中村 敏子	特別支援教育士スーパーバイザー	委嘱
4	〃	窪田 知子	滋賀大学教育学部准教授	委嘱
5	〃	西村 朱美	高島市巡回相談員	委嘱
6	〃	岸田 洋美	高島市巡回相談員	委嘱
7	〃	朝加 和幸	高島市巡回相談員	委嘱
8	関係教育機関の職員	中西 勝弘	新旭養護学校教頭	委嘱
9	〃	藤原 博美	新旭養護学校支援部長	委嘱
10	〃	斉藤 隆史	マキノ中学校区学校長代表	任命
11	〃	岩佐 教子	今津中学校区特別支援学級担当代表	任命
12	〃	澤 悦弘	朽木中学校区学校長代表	任命
13	〃	内田 弥生子	安曇川中学校区特別支援学級担当代表	任命
14	〃	内藤 孝	高島中学校区学校長代表	任命
15	〃	尾中 一彦	湖西中学校区学校長代表	任命
16	〃	前川 優子	今津東小学校通級指導教室担当者	任命
17	〃	小川 康子	新旭南小学校通級指導教室担当者	任命
18	〃	菅谷 圭子	安曇小学校通級指導教室担当者	任命
19	〃	大村 敦世	高島中学校通級指導教室担当者	任命
20	〃	松本 貴志	保育協議会園長代表	委嘱
21	〃	青木 礼子	保育協議会主任保育士代表	委嘱
22	関係行政機関の職員	小田 尚幸	カンガルー教室心理士	委嘱
23	〃	廣部 靖子	子ども未来部子育て支援課担当者	委嘱
24	〃	橋本 妙子	子ども未来部子育て支援課担当者	委嘱
25	〃	山原 恵子	子ども未来部子育て支援課担当者※	委嘱
26	〃	横田 侑佳	健康福祉部健康推進課心理士	委嘱
27	〃	仲野 明日加	健康福祉部健康推進課担当者※	委嘱

任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日

議第46号

高島市立学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金徴収に関する規則案
上記の議案を提出する。

令和2年4月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校児童生徒の災害共済給付に係る共済掛金徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、高島市立学校の児童生徒の保護者（法第16条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して給付される災害共済給付に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）の徴収について、法および独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(共済掛金の額)

第2条 保護者負担額は、共済掛金の10分の5とする。ただし、法第29条第2項各号に該当する者については、保護者負担額を徴収しない。

(共済掛金の納入)

第3条 共済掛金は、毎年度学校長が保護者から徴収し、教育委員会が指定する日までに市へ納入するものとする。

付 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

報告第8号

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応について

令和2年4月24日時点の新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応について、別紙のとおり報告する。

令和2年4月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

○教育委員会の対応

○市全般の対応

別紙

令和2年4月1日（水）

第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- (1) 小中学校の対応
 - ・入学式は、4月8日に感染防止の措置を講じて参加者を限定して行う。
- (2) 市が主催する会議、イベント等の対応
 - ・4月末まで中止および延期とする。
 - ・関係団体のイベント等は、各主催者に慎重な対応を要請する。

令和2年4月7日（火）

第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- (1) 小中学校の対応
 - ・4月11日（土）から5月6日（水）まで、市内全小中学校を臨時休業とする。
 - ・小学校1年生から3年生の希望する児童を対象に、臨時預かりを実施する。
- (2) 市が主催する会議、イベント等の対応
 - ・5月6日までの開催を原則として中止とする。

4月7日記者発表資料のとおり

令和2年4月17日（金）

第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- (1) 市民等への支援策
- (2) 公共施設の閉鎖

4月17日記者発表資料のとおり

令和2年4月21日（火）

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- (1) 本市における患者の発生
- (2) 組織体制と対策室事務分掌
 - ・臨時生活支援対策室の設置 4月22日

令和2年4月24日（金）

第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(1) 小中学校の対応

- ・小中学校の臨時休業は、5月31日まで延長する。

(2) 公共施設の閉鎖

- ・公共施設は5月31日まで閉鎖する。

(3) 市が主催する会議、イベント等の対応

- ・5月31日までの開催を原則として中止または延期する。

4月24日記者発表資料のとおり

高島市新型コロナウイルス感染症対策 記者発表資料

1. 学校・保育園等に対する対応

(1) 市内小中学校の臨時休業について

4月11日（土）から市内全小中学校を臨時休業とする。
期間は、4月11日（土）から 5月6日（水）までとする。

※ 4月8日（水）の入学式、始業式は予定どおり実施する。

※ 4月9日（木）、4月10日（金）は、午前中日課とする。
新年度を迎えるにあたっての心構えや、人間関係づくりを行う。
臨時休業期間中における家庭学習の仕方の説明と学習課題等の提供を行う。

※ 4月8日（水）～10日（金）
給食は提供しない。4月分の学校給食費負担金は徴収しない。

※ **児童・生徒1名につき サージカルマスク5枚 を配布します。**
また、今後の学校再開に向けて 布製マスク を準備します。

(2) 臨時休業中の教育活動について

①小学校1年生から3年生の希望する児童を対象に、臨時預かりを実施する。

②各学校で時間差を設けて登校する日を設定し、心身の健康状態の確認や家庭学習の進捗点検、学習課題等の提供を行う。

③児童生徒や各ご家庭への連絡については、メール配信や電話連絡、家庭訪問等を通じて行う。

(3) 市内保育園等における臨時休園について

市内保育園、幼稚園、認定こども園、学童保育所は、
4月11日（土）から5月6日（水）まで臨時休園とします。
ただし、保護者の勤務の都合等特別な理由がある場合には、各園の判断により弾力的に特別保育を実施します。

○学童保育は、市内に13か所ありますが、職員配置等の都合上特別保育を受け入れられないところもあるため、通常通う学童保育以外のところで特別保育を受け入れられるかどうか等の調整を、子育て支援課で行います。

○特別保育を実施する場合は、出席児童は、毎日、朝・夜の健康カードを記載し、健康状態を確認します。熱がある場合や気管支疾患のある児童は、特別保育を受けません。

○マキノ児童館は、同期間一般利用を中止します。

○子育て支援センター4か所、子育て親子つどいの広場6か所は、同期間中は休所します。

○カンガルー教室も同期間中は休所します。

2. 市内イベント等の開催に関する方針

(1) 市主催のイベントは、5月6日（水）まで原則として中止するものとします。

(2) 市が主催する会議等については、書面決議や書類送付等に対応可能なものについては開催を見合わせます。

(3) 各種団体が実施されるイベント等については、開催時期の見直しや中止等をお願いします。

特に「3密」密閉・密集・密接の条件に合致する場合は中止を要請することとします。

(4) その他各種団体が行われる小規模な集会等は、主催者の判断により現在の状況を鑑みられて適切なお対応をお願いします。

3. 公共施設の利用に関する方針

- (1) 不特定多数の方が活用される場合等、利用の状況により自粛をお願いすることがあります。
- (2) 市の指定管理施設についても、市の方針に準じた取り扱いを要請します。

高島市新型コロナウイルス感染症対策 記者発表資料

本日、高島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 10 回）を開催し、次の対策を決定しましたのでお知らせします。

1. 市民等への支援策について

(1) たかしま応援プロジェクト

（目 的）市民の休業等による所得減少に対して支援するとともに、市内消費の維持を図る。

（対象者）全市民に地域通貨（アイカ）を支給する。

（支給人数）対象者約 4 8, 0 0 0 人

（配布金額）1 人当たり 1 0, 0 0 0 円、 総額約 5 億円

（支給方法）地域通貨（アイカ）を世帯ごとに郵送する。

(2) 図書カードの支給

（目 的）家庭学習に対する支援を行う。

（対象者）市内の 0 歳児から 1 8 歳までの者

（人 数）約 6, 4 0 0 人

（支給数量）1 人当たり 3, 0 0 0 円分

（配布方法）郵送

郵送料を含めて総額約 2 0 0 0 万円

2. 公共施設の閉鎖について

（閉鎖の期間） 4 月 2 0 日（月）から 5 月 6 日（水）まで

（対象施設）公民館、図書館、スポーツ施設、観光施設等
計 7 1 施設

（例外とする施設）食品等の物販に関する施設

3. 市民の皆さまへのお願い

- ① 感染症予防対策のさらなる徹底
 - ・手洗い、咳エチケットの徹底
 - ・不要不急の外出自粛
- ② ゴールデンウィーク等における里帰り等の自粛のお願い

高島市新型コロナウイルス感染症対策 記者発表資料

本日、高島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 1 2 回）を開催し、次の方針を決定しましたのでお知らせします。

1. 小・中学校および保育園、幼稚園、認定こども園、学童保育等の臨時休業・休園の延長について

5月6日（水）までとしていた小・中学校や保育園等の臨時休業や休園について、現在の感染症拡大の状況を踏まえ、再開する状況にはないと判断し、休業期間を5月31日（日）まで延長することとしました。

(1) 市内小・中学校の臨時休業期間の延長について

休業期間 5月7日（木）から5月31日（日）まで

- ① 小学校1年生から3年生の児童で保護者の勤務の都合等、特別な理由がある場合は、学校での受入れを行う。
- ② 週に1回、家庭訪問、電話連絡、ポスティング等を行い、健康状態や学習状況の確認を行うとともに、家庭での学習課題や週間計画表等の配布・説明を行う。
- ③ 全小中学校で、現有のタブレット型端末機を活用した家庭学習の検証に取り組む。

(2) 市内保育園等における臨時休園の延長について

休園期間 5月7日（木）から5月31日（日）まで

対象 公立保育園・認定こども園等、学童保育所、マキノ児童館、子育て支援センター

※私立認定こども園等には、公立と同様の対応を要請します。

- ① 保護者の勤務の都合等、特別な理由がある場合は、各園の判断により特別保育を実施します。特別保育では、毎日、朝・夜の健康カードにより健康状態を確認し、熱がある場合や気管支疾患のある児童は特別保育を受けません。

2. 公共施設の臨時休館の延長について

5月6日（水）までとしていた臨時休館の期間を延長することとしました。

延長期間 5月7日（木）から5月31日（日）まで

対象施設 86施設（別紙一覧表をご確認ください。）

※道の駅等の農産物等直売施設は、4月25日（土）から5月6日（水）まで、物販を中止し、臨時休館とします。

3. 市主催のイベントや会議の中止および延期

5月31日（日）までに予定している、市主催イベントや会議等については、3密を回避するなど感染症予防対策が可能なものを除き、中止または延期します。（実行委員会や各種団体が主催する行事についても同様の要請を行います。）

4. 生活・経済活動支援（第2弾）について

(1)「県感染拡大防止臨時支援金」にかかる市の協調支援

県が行う同支援金（中小企業：20万円・個人事業主10万円）について、対象となる中小企業や個人事業主に対し、市独自で一律10万円の上乗せを行います。

- ・中小企業 県：20万円 + 市：10万円
- ・個人事業主 県：10万円 + 市：10万円

5. ゴールデンウィークに向けた観光施設等の対応

- ①白鬚神社・メタセコイア並木等の主要観光施設の駐車場などについて、駐車禁止措置を行います。
- ②湖岸道路から琵琶湖岸園地への進入路を封鎖します。

6. 市民の皆さまへのお願い

- ①感染症予防対策のさらなる徹底
 - ・手洗い、咳エチケットの徹底
 - ・不要不急の外出自粛
- ②ゴールデンウィーク等における帰省等の自粛のお願い

7. その他

・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合における固定資産税や国民健康保険税等の徴収猶予や減免制度について検討中。

閉鎖対象施設一覧

令和2年4月24日現在

No.	休館の期間	施設名	担当課	担当課 連絡先	備考
1	4月20日～5月31日	今津働く女性の家	人権施策課	25-8524	
2	4月20日～5月31日	今津東コミュニティセンター	市民協働課	25-8526	
3	4月20日～5月31日	今津宮の森コミュニティセンター	市民協働課	25-8526	
4	4月20日～5月31日	安曇川公民館	社会教育課	25-8561	
5	4月20日～5月31日	今津上コミュニティセンター	市民協働課	25-8526	
6	4月20日～5月31日	今津公民館	社会教育課	25-8561	
7	4月20日～5月31日	朽木公民館(朽木農民研修センター)	社会教育課	25-8561	
8	4月20日～5月31日	新旭公民館	社会教育課	25-8561	
9	4月20日～5月31日	世代交流センター	社会教育課	25-8561	
10	4月20日～5月31日	高島公民館	社会教育課	25-8561	
11	4月20日～5月31日	マキノ公民館(土に学ぶ里研修センター)	社会教育課	25-8561	
12	4月20日～5月31日	ガリバーホール	高島市民会館	36-0219	
13	4月20日～5月31日	高島市民会館	高島市民会館	22-1764	
14	4月20日～5月31日	藤樹の里文化芸術会館	高島市民会館	32-2461	
15	4月20日～5月31日	朽木荒川集会所	市民協働課	25-8526	
16	4月20日～5月31日	弘川会館	市民協働課	25-8526	
17	4月20日～5月31日	安曇川図書館	安曇川図書館	32-4711	
18	4月20日～5月31日	今津図書館	今津図書館	22-3827	
19	4月20日～5月31日	朽木図書サロン	安曇川図書館	32-4711	
20	4月20日～5月31日	新旭図書室	今津図書館	22-3827	
21	4月20日～5月31日	高島図書室	安曇川図書館	32-4711	
22	4月20日～5月31日	マキノ図書館	今津図書館	22-3827	
23	4月20日～5月31日	おっきん椋川交流館	市民協働課	25-8526	
24	4月20日～5月31日	新旭水鳥観察センター	社会教育課	25-8561	
25	4月20日～5月31日	朽木資料館	文化財課	25-8559	
26	4月20日～5月31日	高島歴史民俗資料館	文化財課	25-8559	
27	4月20日～5月31日	中江藤樹記念館	文化財課	25-8559	
28	4月20日～5月31日	マキノ資料館	文化財課	25-8559	
29	4月20日～5月31日	良知館	文化財課	25-8559	

閉鎖対象施設一覧

令和2年4月24日現在

No.	休館の期間	施設名	担当課	担当課 連絡先	備考
30	4月20日～5月31日	浜分コミュニティセンター	社会教育課	25-8561	
31	4月20日～5月31日	今津西コミュニティセンター	社会教育課	25-8561	
32	4月20日～5月31日	高島市子育て支援施設「もりっこ」	子育て支援課	25-8136	学童保育所のみ使用
33	4月20日～5月31日	安曇川総合体育館	市民スポーツ課	25-8560	
34	4月20日～5月31日	安曇川多目的グラウンド	市民スポーツ課	25-8560	
35	4月20日～5月31日	今津上体育館	市民スポーツ課	25-8560	
36	4月20日～5月31日	今津北体育館	市民スポーツ課	25-8560	
37	4月20日～5月31日	今津勤労者体育センター	市民スポーツ課	25-8560	
38	4月20日～5月31日	今津総合運動公園	市民スポーツ課	25-8560	
39	4月20日～5月31日	今津弘川運動公園	市民スポーツ課	25-8560	
40	4月20日～5月31日	朽木グラウンド	市民スポーツ課	25-8560	
41	4月20日～5月31日	健康の森梅の子運動公園	市民スポーツ課	25-8560	
42	4月20日～5月31日	新旭グラウンド	市民スポーツ課	25-8560	
43	4月20日～5月31日	新旭森林スポーツ公園	市民スポーツ課	25-8560	
44	4月20日～5月31日	新旭体育館	市民スポーツ課	25-8560	
45	4月20日～5月31日	新旭武道館	市民スポーツ課	25-8560	
46	4月20日～5月31日	高島B&G海洋センター	市民スポーツ課	25-8560	
47	4月20日～5月31日	横山農村広場	市民スポーツ課	25-8560	
48	4月20日～5月31日	マキノ屋内グラウンド	市民スポーツ課	25-8560	
49	4月20日～5月31日	マキノグラウンド	市民スポーツ課	25-8560	
50	4月20日～5月31日	宮の森テニスコート	市民スポーツ課	25-8560	
51	4月20日～5月31日	ガリバー青少年旅行村	観光振興課	25-8040	
52	4月20日～5月31日	朽木オートキャンプ場	観光振興課	25-8040	
53	4月20日～5月31日	朽木新本陣	観光振興課	25-8040	物販についても4月25日～5月6日まで閉鎖とする
54	4月20日～5月31日	グリーンパーク思い出の森	観光振興課	25-8040	
55	4月20日～5月31日	じゃっぴいらんど	農業政策課	25-8511	
56	4月20日～5月31日	ピラDEST今津	観光振興課	25-8040	
57	4月20日～5月31日	琵琶湖周航の歌資料館	観光振興課	25-8040	
58	4月20日～5月31日	平良ふれあいセンター	農業政策課	25-8511	

閉鎖対象施設一覧

令和2年4月24日現在

No.	休館の期間	施設名	担当課	担当課 連絡先	備考
59	4月20日～5月31日	マキノ高原	観光振興課	25-8040	
60	4月20日～5月31日	マキノ林間スポーツセンター	観光振興課	25-8040	
61	4月13日～5月31日	丸八百貨店	商工振興課	25-8514	
62	4月20日～5月31日	道の駅藤樹の里あどがわ	観光振興課	25-8040	物販についても4月25日～5月6日まで閉鎖とする
63	4月20日～5月31日	道の駅マキノ追坂峠	観光振興課	25-8040	物販についても4月25日～5月6日まで閉鎖とする
64	4月20日～5月31日	六ツ矢崎キャンプ場	観光振興課	25-8040	
65	4月20日～5月31日	物産会館(貸館のみ休館)	商工振興課	25-8514	物販についても4月25日～5月6日まで閉鎖とする
66	4月20日～5月31日	森林公園くつきの森	森林水産課	25-8512	
67	4月20日～5月31日	針畑郷山村都市交流館「山帰来」	森林水産課	25-8512	
68	4月20日～5月31日	うかわファームマート	農業政策課	25-8511	物販についても4月25日～5月6日まで閉鎖とする
69	4月20日～5月31日	体験交流センターゆめの	農業政策課	25-8511	
70	4月20日～5月31日	マキノピックランド	農業政策課	25-8511	物販についても4月25日～5月6日まで閉鎖とする
71	4月20日～5月31日	たいさんじ風花の丘	農業政策課	25-8511	
72	4月20日～5月31日	高島横山集会所	市民協働課	25-8526	
73	4月20日～5月31日	朽木惣田集会所	市民協働課	25-8526	
74	4月20日～5月31日	棕川山の子天文台	社会教育課	25-8561	
75	4月20日～5月31日	ステーション オアフ	社会教育課	25-8561	
76	4月20日～5月31日	マキノ児童館	子育て支援課	27-8187	学童保育所のみ使用
77	4月20日～5月31日	マキノ白谷温泉「八王子荘」	長寿介護課	25-8029	
78	4月20日～5月31日	マキノ老人福祉センター	長寿介護課	27-1128	学童保育所のみ使用
79	4月20日～5月31日	今津老人福祉センター	長寿介護課	22-2551	
80	4月20日～5月31日	新旭コミュニティセンター「ほおじろ荘」	長寿介護課	25-3450	学童保育所のみ使用
81	4月20日～5月31日	朽木ふれあいセンター	長寿介護課	38-2630	
82	4月20日～5月31日	市内各小中学校体育施設開放	市民スポーツ課	25-8560	
83	4月20日～5月31日	マキノ高原温泉さらさ	観光振興課	25-8040	
84	4月20日～5月31日	観光物産プラザ(まるごと百貨店を除く)	商工振興課	25-8514	物販についても4月25日～5月6日まで閉鎖とする
85	4月20日～5月31日	今津ヴォーリス資料館	観光振興課	25-8040	
86	4月20日～5月31日	朽木桑野橋河川公園	朽木支所	38-2331	

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応について

教育指導部

1 市内小中学校における臨時休業について

新型コロナウイルス感染症が感染拡大の傾向にあり、収束の兆しが見えてこない状況を踏まえ、子どもたちの命と健康を守ることを最優先に考え、再開する状況にはないと判断し、市内の小中学校においては、4月11日（土）から5月6日（水）までの臨時休業を、5月31日（日）まで延長する。

臨時休業期間中は、以下の教育活動を行う。

- (1) 小学1年生から3年生までの児童で、保護者の勤務の都合等、特別な理由がある場合は、学校での受け入れを行う。
- (2) 学級担任を中心に、週に1回、家庭訪問、電話連絡、ポスティング等を行い、心身の健康状態の把握、学習状況の確認、家庭学習に取り組むための学習課題および週間計画表等の配付および説明を行う。
- (3) 全小中学校において、現有のタブレット型端末機を活用した家庭学習の検証に取り組む。
- (4) 児童生徒や各家庭への連絡については、メール配信や電話連絡、家庭訪問、ポスティング等を通じて行う。
- (5) 児童生徒や保護者を対象とした相談窓口（教育相談・課題対応室）を設ける。
- (6) その他
 - ・5月は学校給食の提供がないため、5月分の学校給食費負担金は徴収しない。

2 その他

- (1) 4月25日（土）～5月6日（水）の期間、学校敷地内の駐車場を閉鎖し、一般利用者の使用を禁止する。
- (2) 学校再開（6月1日）に向けた判断基準を明確にすることが課題である。
- (3) 臨時休業に伴う授業の欠時の回復措置については、夏季休業の短縮や学校行事の見直し等により対応する。
- (4) 6月以降も臨時休業を延長する場合、授業の欠時回復が困難となることが想定されることから、今後の国または県の方針に従い適切に対応する。